

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2. 構造改革特別区域の名称

横浜ワイン特区

3. 構造改革特別区域の範囲

横浜市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

横浜市は神奈川県東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接している。

横浜市の中心部から東京都心部までは、約 30 キロメートル。国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。総面積は、約 435 平方キロメートルで、これは東京 23 区の約 7 割にあたる。

市域の約 6 %が農地であり、農地の約 93%は畑で、主に野菜や植木、果樹が栽培されている。水田は鶴見川中流の谷本川、恩田川とその支流、境川及び柏尾川とその支流の沿岸に分布している。畑は瀬谷区から泉区西部に広がる相模野台地の平坦面と、市北部から中部、南東部にかけての多摩丘陵の一部をなす横浜南部丘陵の緩傾斜地を造成した部分にある。

(2) 気候

冬季は乾燥、夏季は高温多湿の日が多いが、年間を通じて比較的穏やかな気温が特徴であり、果樹栽培に適した気候といえる。令和 4 年の気温は、年間平均 16.7℃（平年差+0.5℃）で平年より高くなった。年降水量は 1657.5 mm（平年比 96%）で平年並みとなった。日照時間は 2111.1 時間（平年比 105%）で平年より多くなった。

(3) 人口

昭和 48 年に 250 万人を超え、昭和 53 年に東京都区部に次いで都市中第 2 位となった。昭和 60 年に 300 万人を超え、平成 14 年に 350 万人となった。しかし、令和 3 年の 378 万人をピークに以降は減少が続いており、生産年齢人口の減少、少子高齢化が更に進むと想定されている。これに伴い、担い手が不足することによる地域コミュニティや市内経済の活力低下などの課題が見込まれる。

(4) 産業

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、令和 2 年国勢調査によると、第 3 次産業の構成比が 81.5%となっている。一方で製造業や建設業からなる第 2 次産業の構成比は 18.5%となっており、第 1 次産業の構成比は 0.5%であり、1%を割っている。

神奈川県内の他市町村と比較すると、市町村別農業産出額県内 1 位の経済規模である横浜市の農業だが、大阪市に次いで全国第 2 位という経済規模が大きい政令都市の中では、第 1 次産業は必然的に構成比が小さくなってしまう。

(5) 本市農業の特徴

令和 2 年農林業センサスによると、横浜市内の農家数は 3,056 戸で、このうち約 4 割の 1,286 戸は自給的農家で、残り約 6 割の 1,770 戸が販売農家となっている。

横浜市の農業産出額は、農林水産省の市町村別農業産出額（令和 4 年度推計）で約 121 億円と推計され、神奈川県内で第 1 位である。その内訳は、いも類を含む野菜類が約 78 億円

で約 64%と最も多く、続いて、畜産約 14 億 4 千万円で約 12%、花きが約 13 億 6 千万円で約 11%、果実が約 11 億 4 千万円で約 9 %、米・麦・雑穀・豆類などは合わせて約 1 億 6 千万円で約 1 %となっている。

横浜市内の農家の販売先は、庭先販売や農協直売所が多く、特に果実について市場出荷はほとんどなされていない。

栽培面積は、果樹においては、日本なしの栽培面積が最も大きく、次いで、柿、くり、ぶどうの順となっており、うち、日本なし、柿、ぶどうは「かながわブランド」にそれぞれ「浜なし®」、「浜柿」、「浜ぶどう」として登録されている。

「浜なし®」は平成 27 年に横浜農業協同組合（JA 横浜）が商標登録をしている。その主な栽培品種は、「幸水」、「豊水」であるが、直売地域であるため多様な品種が栽培されており、「あけみず」、「香麗」、「なつみず」、「凛夏」、「あきあかり」、「かおり」、「秀玉」、「あきづき」、「新興」、「秋麗」などが挙げられる。

「浜柿」、「浜ぶどう」は、商標登録はまだなされていない。「浜柿」は、昔ながらの「富有」、「次郎」が主な品種であるが、「太秋」を栽培する農家も多い。その他「貴秋」、「甘秋」、「陽豊」なども栽培されている。「浜ぶどう」の品種は、「藤稔」が多い。近年は「シャインマスカット」も増加傾向にある。その他、「竜宝」、「巨砲」、「ピオーネ」、「安芸クイーン」、「クイーンニーナ」、「スカーレット」、「マスカット・ノワール」等、様々な品種が栽培されている。

(6) 構造改革特別区域の特性

横浜市の基幹的農業従事者は 3,133 人、うち 65 歳以上の割合は半数を超えて 57.6%である。「横浜の緑に関する土地所有者意識調査（令和 4 年横浜市）」のうち農地所有者（1,000 m²以上の農地の所有者）に対する調査では、「農地を所有し耕作を続けるうえで特に課題と思うこと」（複数回答）の問いに対し、「高齢のため農作業が難しい」を回答する割合が約 45.2%と最も多かった。

横浜市は、昭和 40 年代の人口急増期に河川改修と併せて行われた水田のほ場整備や港北ニュータウン計画と畑の基盤整備、昭和 46 年にスタートし本格化したなし園の造成（フルーツパーク設定事業）などの支援を手掛けてきたが、整備後 40～50 年が経過し、老朽化が進んで機能低下がみられる。

農業従事者の高齢化や担い手不足、農業生産施設等の老朽化が進む等の営農を継続する上での負担や経営に対する課題のほか、横浜市は、農地と住宅が近接している場所が多く、農地から発生する砂ぼこりや農薬飛散対策等の周辺環境への配慮が必要となっている。

一方、ライフスタイルの変化や食育・健康への関心の高まりなどから、地産地消や農体験への市民ニーズが高まっており、平成 27 年には「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を制定するなど、市民が農に関わる取組を推進している。

本規制の特例措置を活用することで、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が緩和され、市内特産物を使用した特産酒類製造事業の展開を考えている事業者にとって、当該事業に参入しやすい環境を整えることができる。市内特産物を原料とすることで、農産物の地産地消を更に推進するとともに、雇用の創出、交流人口の増加や新たな特産物による地域の活性化を図ることにより、6 次産業化を推進していくことが可能となる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

今回の特例措置を活用することにより、市内特産物を用いた果実酒の製造が比較的小規模な施設で可能となり、新規参入者の増加や事業の広がりが期待される。

市内特産物を活用して、市内でワイン製造を行うことで、地産地消の推進や、特産物の付加価値を向上させ、横浜市のブランド力を高めて魅力発信に繋がる。また、農産物の生産振興により生産者の農業経営が安定化し、収入の向上が見込まれる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

横浜市では横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例等に基づき、農家加工

施設の助成や農家と飲食店や民間加工業者とのマッチング支援など6次産業化の支援においても地産地消を推進している。

地産地消活動に関するビジネス展開を支援した結果、商品化や事業展開が広がったものとして、摘果青みかん果汁を活用したドレッシングや横浜産コンニャクイモのコンニャク、玄米を使ったビールなど様々な商品が挙げられる。

また、民間同士のコラボレーションも活発であり、「キリン 氷結®mottainai 浜なし」「横浜ハーバー 幻の浜なし」など地元企業と連携した商品や、「幻の浜なしナボナロングライフ」のような東京銘菓と連携した商品など様々な商品が生まれている。

本規制の特例措置を活用することで、市内特産物を使用した特産酒類の製造に小規模から取り組むことが可能となるため、様々な事業者にとって、新たな事業への参入機会を増やすことに繋がる。市内特産物によるワインという、横浜市の新たな特産物が生まれることにより、地域の農業振興に寄与することを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業の実施予定者は、横浜市における特産物を用いた酒類の製造に、青果のまま出荷することはできない規格外品を原材料として活用することを計画している。これまで廃棄されていた農産物を買収することで、生産者の収入が向上し経営の安定化に繋がることや、新しい特産物として農産物自体の付加価値を向上させることが期待できる。

(1) 新たな特産物による地域の活性化

「浜なし」は農家で庭先販売やJ A横浜の直売所が主な販売先であるため、スーパー等の小売店で購入できる機会がほとんどなく「幻のなし」とまで言われる。「浜なし」を原材料に使用した加工品が広まることで、これまで「浜なし」を知らなかった市民へも届けることができることにより知名度が上がり、農業従事者のモチベーションの向上につながる。「浜柿」「浜ぶどう」も同様に市民の購入機会を増やすことで、農業従事者のモチベーションの向上につながる。

誇りを持って果樹栽培に取り組む姿勢が周囲の農業従事者へ好影響を与え、新たな農業後継者を呼び込み、担い手不足や農業従事者の高齢化の課題を緩和することが期待される。

(2) 横浜市のブランド力を高めて魅力発信

横浜市への「ふるさと納税」返礼品のひとつ、横浜産のお米「はるみ玄米」を原料に使用した「クラフトビール 農×Beer (のびーる)」のように、ワインという切り口から横浜市内特産物をPRすることができ、ワインの魅力も付加した横浜市の魅力を発信することができる。

国際的に有名な観光地区である「みなとみらい21地区」等に立地しているホテルにおいても地元産食材に対するニーズは高いが、地元産の食材の多くは旬が短く安定して通年での供給が難しいという課題がある。ワインを始めとする加工品は、時期が限定されるという青果品のデメリットを補うことが可能であると同時に、景観を目的に来浜した観光客へ横浜市の総合的な魅力を伝えるアイテムとなり得る。

(3) 農業経営の安定化、収入の向上

特定事業の実施予定者は、横浜市における特産物を用いた酒類の製造に、青果のまま出荷することはできない規格外品を原材料として活用することを計画している。これまで廃棄されていた農産物を買収することで、生産者の収入が向上し経営の安定化に繋がる。

(4) 地産地消の更なる推進

横浜市の農政が支援しているマルシェ・朝市は市内8カ所あり、その他区役所による支援や民間団体独自のマルシェなどが数多く開催されている。J A横浜の直売所は市内13カ所設置されている。年間を通じて、少量多品目の農畜産物がマルシェや直売所に並んでいるが、そこへ新たにワインという加工品が安定して供給されることにより、品揃えが安定する。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
特産酒類製造事業者数	1	1	2
特産酒類製造数量	2 k1	3 k1	6 k1

8. 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

別紙

1. 特定事業の名称

709（710, 711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（なし、ぶどう、柿又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

横浜市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為

上記 2 に記載の者が、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために、果実酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 キロリットル）が果実酒は 2 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

ついては、地元農産物の消費拡大につながるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興及び地域活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。